

令和4年度  
第1回上尾市地域公共交通活性化協議会

資料

- 議事 1 役員の選任について
- 議事 2 令和 3 年度事業報告について
- 議事 3 令和 3 年度収入支出決算について
- 議事 4 令和 3 年度上尾市地域公共交通網形成計画の評価について
- 議事 5 令和 4 年度事業計画（案）について
- 議事 6 令和 4 年度収入支出予算（案）について
- 議事 7 バス停の移設について

#### 資料

- ・上尾市地域公共交通活性化協議会要綱
- ・上尾市地域公共交通活性化協議会財務規程
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 <<抜粋>>

## 令和4年度 上尾市地域公共交通活性化協議会名簿

区 分	委員氏名	所 属	役職
法第6条第2項 第2号委員	山科 和仁	東武バスウエスト株式会社	
	田沼 健一	朝日自動車株式会社	
	野口 佳一	丸建つばさ交通株式会社	
	鈴木 貴大	株式会社協同バス	
	山口 正史	上尾地区タクシー協議会	
	関根 肇	一般社団法人埼玉県バス協会	
	藤田 貢	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	
	木住野 誠	国土交通省大宮国道事務所	
	新井 昌行	埼玉県北本県土整備事務所	
	坂口 真一	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	
	武井 裕之	埼玉新都市交通株式会社	
法第6条第2項 第3号委員	浦野 泰一	上尾警察署	
	田中 崇	上尾市自治会連合会	
	鮫島 紀子	上尾市いきいきクラブ連合会	
	久保田 尚	埼玉大学理工学研究科	
	小川 ゆかり	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	
	伊藤 太佳博	埼玉県企画財政部交通政策課	
	古谷 健	さいたま市都市局都市計画部交通政策課	
	向井 一哲	桶川市企画財政部企画調整課	
法第6条第2項 第1号委員	長島 徹	上尾市行政経営部	
	岡野 孝史	上尾市子ども未来部	
	石川 克美	上尾市健康福祉部	
	西嶋 秋人	上尾市市民生活部	
	小林 克哉	上尾市都市整備部	

※区分の欄の「法」は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を指します。

## 令和3年度 上尾市地域公共交通活性化協議会 事業報告



令和3年度は以下の経緯で検討を行い、上尾市地域公共交通再編実施計画に位置付ける事業の実施、上尾市地域公共交通計画の策定、市内循環バス再編に関する検討を行った。

## 【協議会開催】

## 第1回上尾市地域公共交通活性化協議会（令和3年6月書面開催）

- 議事1 役員の選任について
- 議事2 令和2年度上尾市地域公共交通網形成計画及び上尾市地域公共交通再編実施計画の評価について
- 議事3 令和2年度事業報告について
- 議事4 令和2年度収入支出決算について
- 議事5 令和3年度事業計画(案)について
- 議事6 令和3年度収入支出予算(案)について
- 議事7 令和4年度フィーダー補助計画認定について
- 議事8 上尾市地域公共交通計画の策定について
- 議事9 バス停位置の変更について
- 議事10 今後の再編について

## 第2回上尾市地域公共交通活性化協議会（令和3年11月19日）

- 議事1 上尾市地域公共交通計画(案)について
- 議事2 バス停の移設について
- 議事3 その他

## 上尾市地域公共交通活性化協議会（令和4年1月臨時）（書面開催）

- 議事1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
- 議事2 バス停名称の変更について

## 第3回上尾市地域公共交通活性化協議会（令和4年2月8日）

- 議事1 上尾市地域公共交通計画(案)について
- 議事2 バス停の移設について
- 議事3 その他

## 【モビリティマネジメントの実施】

- ・公共交通マップの作成

## 【協議会における 委員からの主な意見、報告など】

### 第2回上尾市地域公共交通活性化協議会

○小宮委員:東武バスウエスト

利用者は、令和元年度、約500万人、令和2年度、約370万人で、差引約130万人の利用者減。非常に厳しい状況が続いている。

○田沼委員:朝日自動車

利用者は、令和元年度、約158万人、令和2年度、約121万人で、差引約37万人の利用者減。今後も、令和元年度の数値に戻ることはない見込みで計画を立てている。

○藤田委員:埼玉県乗用自動車協会

令和元年度から令和2年度の輸送人員の推移と比較は、

令和元年度:約4,050万人。令和2年度:約2,466万人。約1,584万人の減少。

令和3年度4月～9月までの実績と令和元年度の同期間と比較

約1,248万人で、約889万人減少。

来年感染拡大の第6波が来ると予想されているとの話もあり、以前ほどの回復は見込めないと思われる。

○坂口委員:JR東日本高崎支社

上尾駅1日の利用者数は、令和元年度:約4万1,600人。令和2年度:約3万2,000人。

北上尾駅1日の利用者数は、令和元年度:約1万5,000人。令和2年度:約1万2,000人。

今後の見通しは、非常に厳しい状況となっており、令和元年の水準には戻らない認識。

○事務局:市内循環バス利用者について

令和元年度:約48万人。令和2年度:約34万4,000人。

令和3年度と令和元年度の9月の同月比は25%減少。

○久保田委員:埼玉大学大学院

今後どうなるかは正直誰にも分らないのが率直なところ。今年に関しては回復してきているものの、コロナ前にはまだ戻らないという状況である。日本中色々と議論がされているものの、結論が出ていない状況。県内の同様の公共交通計画の議論では、大体の傾向としては、基本的には令和元年度のデータを使いつつ、昨年度データは参考値として、令和元年度の実績値の8割～9割程度を目標値として計画を立てるのが概ねの傾向となっている。

### 第3回上尾市地域公共交通活性化協議会

○山科委員:東武バスウエスト

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、利用者がかなり減少している。密にならないように、運行本数を変更せずに運行を続けている。コロナ前に比べて、1月から10月は約75%。11月、12月は約80%。1月、2月とまた収入は右肩下がりが続いている状況。

濃厚接触者が増え、社内でも自宅待機者が増えている。このまま濃厚接触者が増えると、減便やコロナ用ダイヤを運用せざるを得ない状況。今までのとおり感染対策を行い、ダイヤは確保していきたい。

○田沼委員:朝日自動車

11月、12月の利用者は増加しているが1月から2月にかけて利用者は減少している。昨年7月、8月の状況に近づいている。運行本数は減らしていないが、今後の経営状況により減便の検討を考えている。越谷市内において1路線だけが4月に廃止するところがある。路線廃止にならないようにしていきたいが、会社の維持を考えると厳しい現状がある。

○久保田委員:埼玉大学大学院

公共交通全体を通して、デマンド交通・ぐるっとくんの再編に関しても、今の状況を脱してからでないと、この次どうするのかということは議論できないというのは、前提になると思う。

また、デマンド交通だが、県内外で話を伺っていると、基本的にデマンド交通は、定時定路線の乗り物では需給バランスが全く取れないような地域、自治体の面積が大きい、地域交通空白地域が出来てしまうなどの地域で行われているサービスと理解している。

しかし、うまくいっている地域といていない地域があり、相当の研究をしないと踏み込めないところがある。

特に上尾市の場合は、市の面積や民間バスなども踏まえ、かなり上手く進められていると考えており、デマンドの導入にはまだまだ研究を進めていく必要がある。今後、ぐるっとくんの経営がさらに難しくなった場合に検討するというスタンスでよろしいと思う。ぐるっとくんはコロナ前で収支率25%をキープしているということで、バスとしては優秀な方かと思う。現在の運行体系を抜本的に変えなければならぬ状況ではないという位置づけで良いと思う。

### 【令和3年度 協議会総括】

各委員からの状況報告から、令和2年度の利用者数の状況が、新型コロナウイルス以前（令和元年度）に比べて、路線バス、鉄道は約30%前後減少しており、タクシーは県内利用者数が約40%減少しているとの報告があった。また、市内循環バスも令和2年度の利用者数が約30%減少している。

新型コロナウイルスの影響により、テレワークによる在宅勤務などの今までとは違う生活様式や行動に変化が見られ、コロナ以前の利用者数に回復する見込みが見えない状況である。

また、新型コロナウイルスの影響以外にも、運転手不足や燃油価格高騰などにより公共交通を維持する環境は厳しい状況である。

この状況下において、どのように公共交通の利用しやすさの向上や利用促進を図り、持続可能な公共交通体系を維持、確保することが出来るのか、協議会を通じて研究、検討していくことが必要である。

## 令和3年度上尾市地域公共交通活性化協議会収支決算書

収入額	5,786,034 円
支出額	5,785,890 円
差引額	144 円

(収入の部)

(単位：円)

款	項	予算額	収入済額	差引額	摘 要
1 負担金		0	0	0	
	1 負担金	0	0	0	
2 補助金		5,786,000	5,786,000	0	市補助金 4,724,000 国補助金 1,062,000
	1 補助金	5,786,000	5,786,000	0	
3 諸収入		1,000	34	966	
	1 雑入	1,000	34	966	預金利息
合 計		5,787,000	5,786,034	966	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	予算額	支出済額	差引額	摘 要
1 運営費		0	0	0	
	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	0	0	0	
2 事業費		5,786,000	5,785,890	110	
	1 事業費	5,786,000	5,785,890	110	業務委託料
3 予備費		1,000	0	1,000	
	1 予備費	1,000	0	1,000	
合 計		5,787,000	5,785,890	1,110	

差引額144円は、市に返還。

## 監査報告

令和3年度上尾市地域公共交通活性化協議会収支決算について、監査を実施したところ、内容について適正であると認められましたので報告いたします。

令和4年5月6日

監事 刀根正克 

令和3年度上尾市地域公共交通活性化協議会収支決算書

収入額 5,786,034 円  
 支出額 5,785,890 円  
 差引額 144 円

(収入の部)

(単位：円)

款	項	予算額	収入済額	差引額	摘要
1	負担金	0	0	0	
	1 負担金	0	0	0	
2	補助金	5,786,000	5,786,000	0	市補助金 4,724,000 国補助金 1,062,000
	1 補助金	5,786,000	5,786,000	0	
3	諸収入	1,000	34	966	
	1 雑入	1,000	34	966	預金利息
合	計	5,787,000	5,786,034	966	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	予算額	支出済額	差引額	摘要
1	運営費	0	0	0	
	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	0	0	0	
2	事業費	5,786,000	5,785,890	110	
	1 事業費	5,786,000	5,785,890	110	業務委託料
3	予備費	1,000	0	1,000	
	1 予備費	1,000	0	1,000	
合	計	5,787,000	5,785,890	1,110	

差引額144円は、市に返還。

監査報告

令和3年度上尾市地域公共交通活性化協議会収支決算について、監査を実施したところ、内容について適正であると認められましたので報告いたします。

令和4年5月6日

監事

市川好夫



## 【計画の評価について】

## 1. 上尾市地域公共交通網形成計画の評価

## (1) 評価対象となる4つの数値目標

上尾市地域公共交通網形成計画では、下記の4つの数値目標を設定している。

**数値目標 1** 市内バスの主な交通手段としての利用率の増加を図る

(平成 25 年度 民間路線バス 7.2% 市内循環バス 1.4% より増加)

**数値目標 2** 高齢者の外出回数増加を図る

(平成 25 年度 週 3 回以上の外出割合が 65-74 歳 62.4%、75 歳以上 46.2% より増加)

**数値目標 3** 市内循環バスの収支率 (年間全路線合計) の改善を図る

(平成 25 年度 収支率 28.6% より増加)

**数値目標 4** 市内バスの総合的な満足度の向上を図る

(平成 25 年度 民間路線バス 29.8% 市内循環バス 9.4% より増加)

数値目標 1, 2, 4 については、令和元年度第 2 回上尾市地域公共交通活性化協議会で報告をおこなったアンケートにて評価をおこなっているため、令和 3 年度は数値目標 3 のみについて評価する。

## (2) 評価結果

## ■数値目標 3 (市内循環バスの収支率 (年間全路線合計) の改善) について

新型コロナウイルス感染症拡大による経営状況の変化や委託業者の変更等により運行経費が増となっている。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度に大幅な減少となった運賃収入は令和 3 年度では増加しているものの、令和元年度時数値までの回復はできていない。令和 4 年度以降も、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、収支率の改善に向けて利用環境の改善やモビリティマネジメントの推進等を実施し、利用者増を目指す必要がある。

	1 日当たり 運行経費 (円)	1 日当たり 運賃収入 (円)	1 日当たり 収支 (円)	収支率 (%)
平成 25 年度	411, 211	117, 683	△293, 528	28. 6
平成 28 年度	436, 152	104, 657	△331, 495	23. 9
平成 29 年度	440, 214	106, 651	△333, 563	24. 2
平成 30 年度	454, 419	109, 900	△344, 519	24. 2
令和元年度	487, 066	109, 854	△377, 212	22. 6
令和 2 年度	502, 683	76, 905	△425, 778	15. 3
令和 3 年度	581, 783	90, 030	△491, 754	15. 5

なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2第2項に基づく評価の結果報告は、「別紙：議事4」のとおり行う。

参考

路線名	乗車人数（人）					
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
大石桶川線	36,464	36,645	37,396	38,568	24,274	29,352
大石領家北上尾線	39,284	44,590	47,941	50,883	40,395	44,933
平方丸山公園線	29,651	28,420	28,641	28,236	20,018	20,606
平方小敷谷循環	53,030	48,778	50,991	52,398	35,831	41,533
大谷循環	128,472	131,384	139,315	142,703	100,361	113,701
上平箕の木循環	26,963	28,722	30,147	30,618	22,652	24,144
上平菅谷北上尾線	34,232	37,050	38,215	40,813	29,935	32,203
原市平塚循環	49,456	55,168	60,402	59,746	45,184	45,900
原市瓦葺線	29,923	32,325	35,214	36,341	25,703	29,796
合計	427,475	443,082	468,262	480,306	344,353	382,168
1日平均	1,171	1,213	1,282	1,315	940	1,047

※令和元年度第2回上尾市地域公共交通活性化協議会で報告をおこなったアンケートの評価

**数値目標1 市内バスの主な交通手段としての利用率の増加を図る**



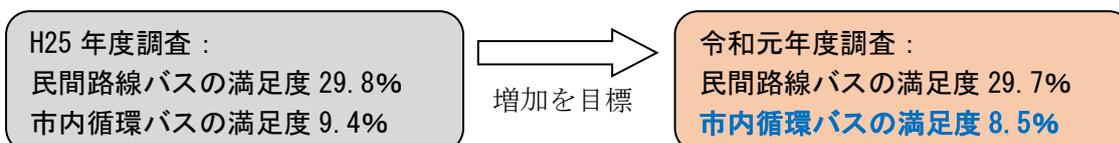
※最も多い外出の移動手段として、市内循環バスまたは民間路線バスを利用する比率

**数値目標2 高齢者の外出回数の増加を図る**



※一番よく行く目的地への外出回数

**数値目標4 市内バスの総合的な満足度の向上を図る**



※市内循環バス、民間路線バスの総合評価

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

別紙：議事4

上尾市地域公共交通計画形成計画の評価等結果（令和3年4月～令和4年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
数値目標 1 市内バスの主な交通手段としての利用率の増加を図る（平成25年度 民間路線バス7.2% 市内循環バス1.4% より増加）	-	-	-	-	数年おきの評価を予定している（前回評価：平成31年度）
数値目標 2 高齢者の外出回数増加を図る（平成25年度 週3回以上の外出割合が65-74歳62.4%、75歳以上46.2% より増加）	-	-	-	-	数年おきの評価を予定している（前回評価：平成31年度）
数値目標 3 市内循環バスの収支率（年間全路線合計）の改善を図る（平成25年度 収支率28.6% より増加）	・ 総合時刻表の作製及び転入者への配布によるバス利用の促進。 ・ 免許返納者へのバス利用促進のための案内。	運行事業者からの収入報告	令和3年度収支率13.7%	令和4年度以降も、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、収支率の改善に向けて利用環境の改善やモビリティマネジメントの推進等を実施し、利用者増を目指す必要がある。	-
数値目標 4 市内バスの総合的な満足度の向上を図る（平成25年度 民間路線バス29.8% 市内循環バス9.4% より増加）	-	-	-	-	数年おきの評価を予定している（前回評価：平成31年度）

（記載に当たった際の留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「-」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

## 令和4年度 上尾市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

## 1. 今年度（令和4年度）展開する事業について

令和3年度に策定した上尾市地域公共交通計画の基本施策は、以下の通りである。

14施策のうち、重点施策と位置付けしている4施策【**太枠内事業**】を中心に事業を進める。

各種施策		R4	R5	R6	R7	R8
<b>基本施策1 公共交通利用環境の向上</b>						
1-1	駅におけるバス案内の強化、見やすさ向上 【重点施策】		検討・計画・実施			
1-2	モビリティ・マネジメントの実施 【重点施策】		検討・計画・実施			
1-3	バス情報の高度化		関係者協議			
1-4	ICカード・キャッシュレス決済の導入検討			検討		
1-5	障害者割引運賃制度の実施			実施		
1-6	交通不便地域における輸送資源を活用した移動手段確保の検討		検討・計画・実施			
<b>基本施策2 市内循環バスの見直し</b>						
	市内循環バスの再編検討【重点施策】	再編検討		準備・実施		
2-2	東大宮駅・桶川駅への乗り入れ			実施継続・乗入協議		
2-3	市内の新たな施設へのアクセス性の確保			検討・協議・実施		
<b>基本施策3 民間路線バスの維持・拡充</b>						
3-1	今後のバス需要に対応した適切な運行本数の検討【重点施策】			検討・協議		
3-2	ノンステップバスの導入推進			実施		
3-3	バス停の利用環境の整備、改善			検討・計画・実施		
<b>基本施策4 タクシーの利用促進</b>						
4-1	タクシーの待合環境の向上			検討・計画・実施		
4-2	タクシー車両の有効活用方法の研究			研究		

## 令和4年度上尾市地域公共交通活性化協議会収入支出予算書（案）

(収入の部)

(単位：円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	差引額	摘 要
1 負担金		0	0	0	
	1 負担金	0	0	0	
2 補助金		5,808,000	5,786,000	22,000	市補助金 5,808,000
	1 補助金	5,808,000	5,786,000	22,000	
3 諸収入		1,000	1,000	0	
	1 雑 入	1,000	1,000	0	貯金利息
合 計		5,809,000	5,787,000	22,000	

(支出の部)

(単位：円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	差引額	摘 要
1 運営費		0	0	0	
	1 会 議 費	0	0	0	
	2 事 務 費	0	0	0	
2 事業費		5,808,000	5,786,000	22,000	
	1 事 業 費	5,808,000	5,786,000	22,000	業務委託料
3 予備費		1,000	1,000	0	
	1 予 備 費	1,000	1,000	0	
合 計		5,809,000	5,787,000	22,000	

## バス停の移設について

議事 7

市内循環バスぐるっとくんの危険バス停を移設したため報告する。

### 移設バス停

1：令和4年3月23日

- ①第一団地西
- ②陣屋
- ③つつじが丘公園北
- ④栄町東
- ⑤上尾運動公園南
- ⑥川神明会館
- ⑦川神明会館

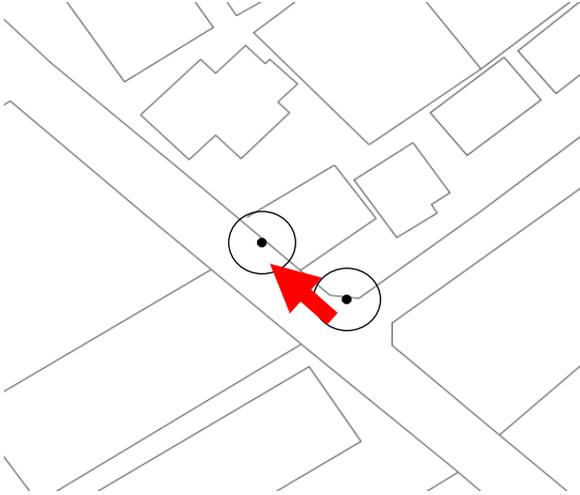
2：令和4年4月29日

- ⑧平方公民館前
- ⑨平方公民館前
- ⑩領家北
- ⑪領家北
- ⑫愛宕神社
- ⑬西宮下一丁目

①第一団地西

移設元：上尾市上1529-14地先

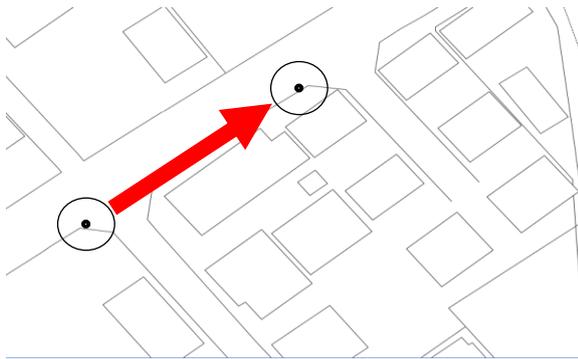
移設先：同地先



②陣屋

移設元：上尾市大字上尾下780-1

移設先：上尾市大字上尾下787-5地先



③つつじが丘公園北

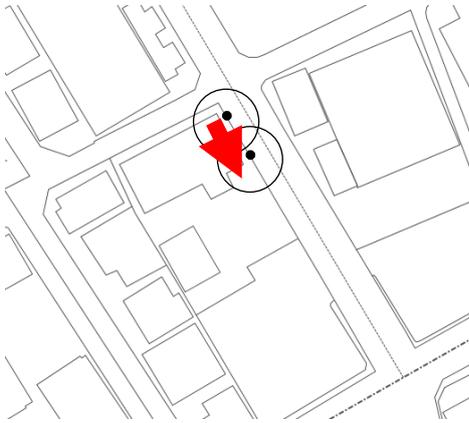
移設元：さいたま市吉野町2丁目214-1地先

移設先：同地先



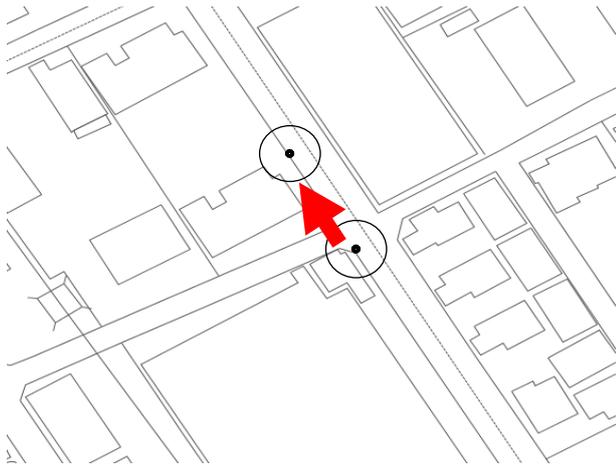
④栄町東

移設元：上尾市栄町 136-2 地先      移設先：同地先



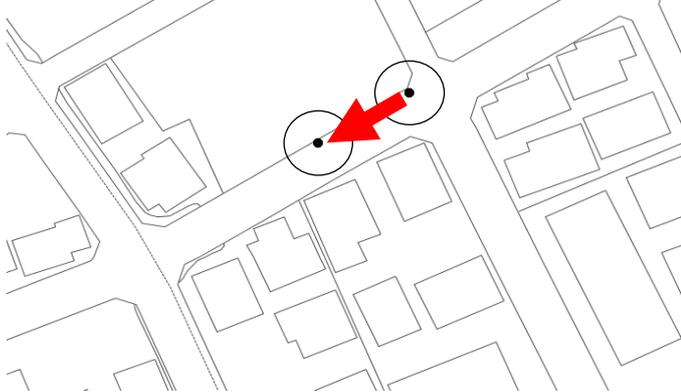
⑤上尾運動公園南

移設元：上尾市栄町 131-2 地先      移設先：上尾市栄町 131-1 地先



⑥川神明会館

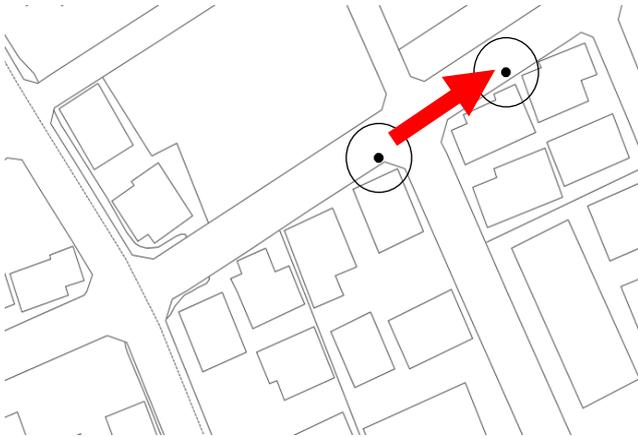
移設元：川一丁目 25-1 地先      移設先；同地先



⑦川神明会館

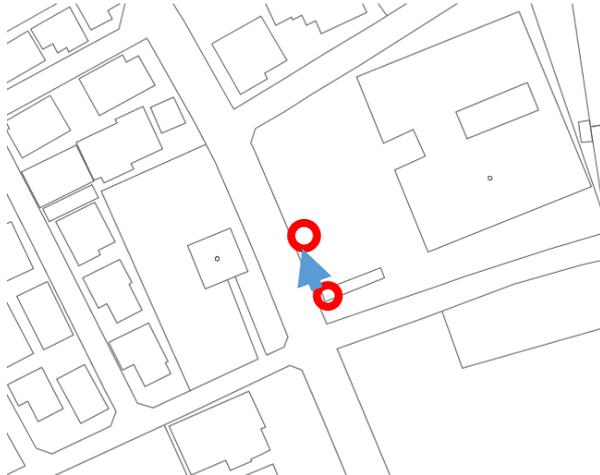
移設元： 上尾市川一丁目 24-7 地先

移設先：上尾市川一丁目 23-11 地先



⑧平方公民館前

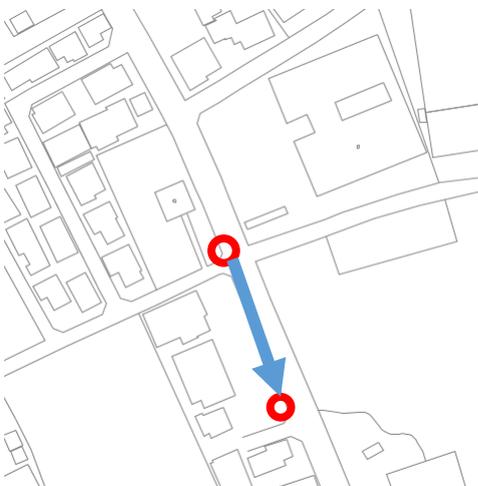
移設元：大字平方 905-1 移設先：同地内



⑨平方公民館前

移設元：上尾市大字平方 530-1

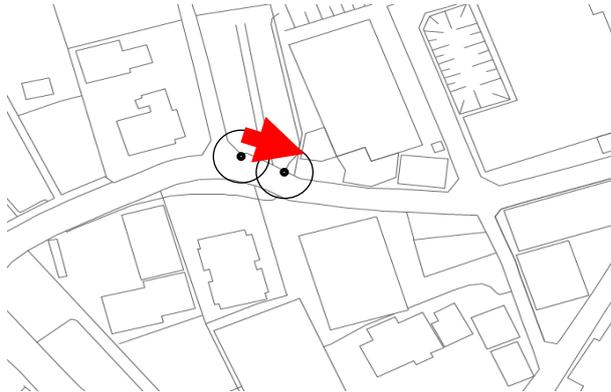
移設先：上尾市大字平方 744-1



⑩領家北

移設元：上尾市領家 1142 地先

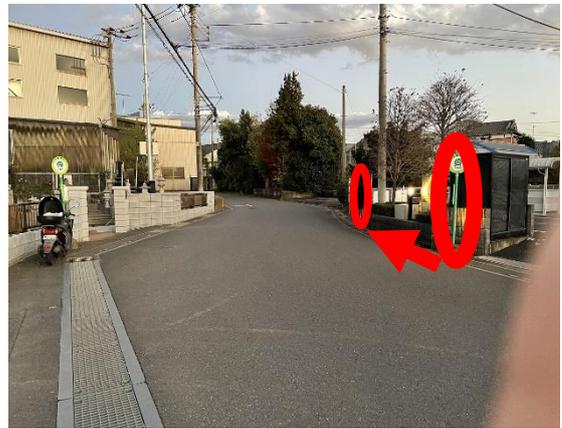
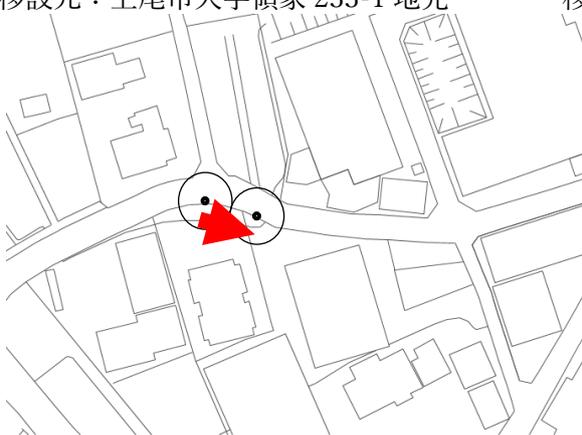
移設先：同地先



⑪領家北

移設元：上尾市大字領家 233-1 地先

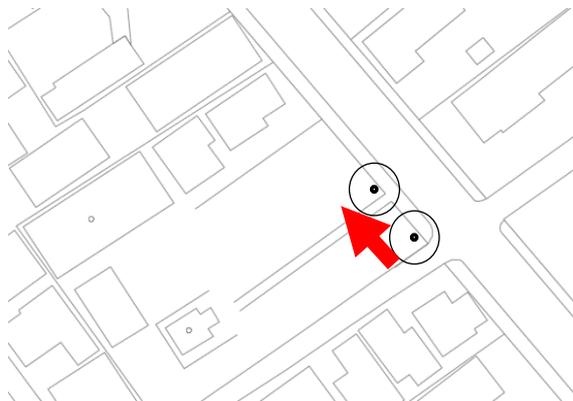
移設先：上尾市大字領家 232-1 地先



⑫愛宕神社

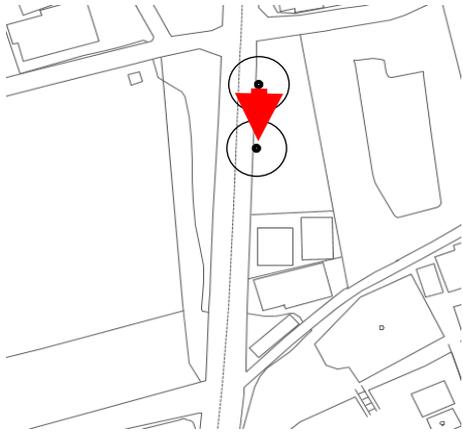
移設元：上尾市愛宕一丁目 102

移設先：同地内



⑬西宮下一丁目

移設元：西宮下一丁目 213-1 移設先：同地内



**改正**

平成26年3月28日市長決裁

平成27年3月19日市長決裁

令和3年2月18日市長決裁

上尾市地域公共交通活性化協議会要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき組織された上尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

**第2条** 協議会は、事務所を埼玉県上尾市本町三丁目1番1号に置く。

(業務)

**第3条** 協議会は、地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。以下この条において「計画」という。）の作成及び実施に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達するために必要なこと。

(構成)

**第4条** 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 上尾市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 道路管理者
- (5) 上尾警察署長又はその指名する者
- (6) 住民又は地域公共交通（法第2条第1号に規定する地域公共交通をいう。）の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員

(9) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。ただし、次条に規定する会議が開催されるまでの間は、前条第1号の委員のうちから市長が指名する者を会長とみなす。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、その代理の者を出席させることができる。

4 委員は、前項の規定により、その代理の者を出席させるときは、あらかじめ会長に当該代理の者の氏名その他必要な事項を報告の上、その承認を得なければならない。

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ適正な議事運営に支障が生ずると認められるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(協議結果の尊重)

**第7条** 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

**第8条** 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上尾市市民生活部交通防犯課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(経費の負担)

**第9条** 協議会の運営に要する費用は、補助金、負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(監査)

**第10条** 協議会に監事を2人置く。

- 2 監事は、委員のうちから会長が選任する。
- 3 監事は、協議会の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、協議会の監査に必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(財務に関する事項)

**第11条** 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

(協議会が解散した場合の措置)

**第12条** この協議会が解散した場合における協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

#### 附 則 (平成26年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年3月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

#### 附 則 (令和3年2月18日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

## ○上尾市地域公共交通活性化協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、上尾市地域公共交通活性化協議会要綱（以下「要綱」という。）

第11条の規定に基づき、上尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに上尾市長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、上尾市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

### (出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

### (収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、上尾市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第10条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに上尾市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、協議会に諮り会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月2日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

##### 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

#### 別表第2 (第4条関係)

##### 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

平成十九年法律第五十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律　《抜粋》

最終改正：令和二年六月三日法律第三六号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　基本方針等（第三条・第四条）

第三章　地域公共交通計画の作成及び実施

第一節　地域公共交通計画の作成（第五条一第七条の二）

第七節　地域旅客運送サービス継続事業（第二十七条の二―第二十七条の七）

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。
- 二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に同法による鉄道施設（以下単に「鉄道施設」という。）を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（第二十七条の八第三項において単に「軌道経営者」という。）（旅客の運送を行うものに限る。）
  - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに同法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ

- 、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。  
。以下単に「自家用有償旅客運送者」という。)
- ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
- ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。）、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）（以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。）を営む者
- へ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道施設又は海上運送法による輸送施設（船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。）であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの
- 三 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 四 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。
- 五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、鉄道再生事業、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業をいう。
- 六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業（以下単に「軌道事業」という。）（旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。）であって、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保（設定された発着時刻に従って運行することをいう。以下同じ。）、速達性の向上（目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。）、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）であって、道路管理者、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であって、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業（鉄道事業法による鉄道事業（以下単に「鉄道事業」という。）のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。）について、経営の改善を図るとともに、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業（鉄道再生事業に該当するものを除く。）をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出（以下「廃止届出」という。）がされた鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域旅客運送サービス継続事業 最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る一又は二以上の路線若しくは航路又は営業区域（以下「路線等」という。）について、旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、

道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。以下同じ。)を営む者又は自家用有償旅客運送者であつて地方公共団体が国土交通省令で定めるところにより選定したものが、当該地方公共団体の支援を受けつつ、当該路線等における運送を実施することにより、地域旅客運送サービスの維持を図るための事業をいう。

十二 貨客運送効率化事業 旅客陸上運送事業（旅客運送事業（国内一般旅客定期航路事業等を除く。）をいう。第二十七条の十第二項において同じ。）及び貨物陸上運送事業（貨物鉄道事業（鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。第二十七条の八第三項において同じ。）、貨物軌道事業（軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。同項において同じ。）及び一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業をいう。第二十七条の九第三項第八号において同じ。）をいう。）について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であつて、当該旅客陸上運送事業の経営の安定に資するものをいう。

十三 地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用者の利便を増進するための事業であつて、地方公共団体の支援を受けつつ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げるもののいずれかを行う事業をいう。

イ 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更で利用者の利便を増進するもの

ロ 一の種類の旅客運送事業から他の種類の旅客運送事業への転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（第二号ハの国土交通省令で定める者の行うものを除く。以下単に「自家用有償旅客運送」という。）から旅客運送事業への転換で利用者の利便を増進するもの

ハ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更で利用者の利便を増進するもの

ニ 利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他の利用者の利便を増進する運賃又は料金の設定

ホ 一定の運行間隔その他の一定の規則により利用者の利便を増進する運行回数又は運行時刻の設定

へ 共通乗車船券（二以上の旅客運送事業者（第二号イからハまで及びホに掲げる者（同号ハに掲げる者にあつては、自家用有償旅客運送者を除く。）をいう。以下このへにおいて同じ。）が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。）の発行

ト イからへまでに掲げるもののほか、利用者の利便を増進する事業として国土交通省令で定めるもの

十四 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場（都市計画において定められた路外駐車場を除く。）の整備を行う事業であつて、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十五 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであつて、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

十六 新モビリティサービス事業 情報通信技術その他の先端的な技術を活用して二以上の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業をいう。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第三条 主務大臣は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項

六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

七 その他国土交通省令で定める地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

3 基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであること並びに交通が観光旅客の来訪及び滞在の促進に不可欠なものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進及び観光の振興に寄与することとなるよう配慮して定めるものとする。

4 基本方針は、交通政策基本法第十五条第一項に規定する交通政策基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安委員会及び環境大臣に協議するものとする。

7 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国等の努力義務)

第四条 国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

### 第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

#### 第一節 地域公共交通計画の作成

##### (地域公共交通計画)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
  - 二 地域公共交通計画の区域
  - 三 地域公共交通計画の目標
  - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
  - 五 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
  - 六 計画期間
  - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
- 3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
  - 二 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
  - 三 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項
- 4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

- 5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。
- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。
- 10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあっては地方公共団体に対し、都道府県にあっては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域公共交通計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域公共交通計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなけれ

ばならない。この場合において、地域公共交通計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(地域公共交通計画の評価等)

第七条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

## 第七節 地域旅客運送サービス継続事業

(地域旅客運送サービス継続事業の実施)

第二十七条の二 地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域旅客運送サービス継続事業を実施するための計画（以下「地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域旅客運送サービス継続実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域

二 地域旅客運送サービス継続事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）

三 地方公共団体による支援の内容

四 地域旅客運送サービス継続事業の実施予定期間

五 地域旅客運送サービス継続事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 地域旅客運送サービス継続事業の効果

七 前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

- 3 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る特定旅客運送事業を営む者、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しようとする者その他の当該地域旅客運送サービス継続事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。
- 4 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前項に規定する者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、地域旅客運送サービス継続実施計画の変更について準用する。

（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）

第二十七条の三 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その地域旅客運送サービス継続実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
  - 二 地域旅客運送サービス継続実施計画に定める事項が地域旅客運送サービス継続事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。
- イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号（第三号を除く。ロ及びニにおいて同じ。）に掲げる基準

- ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
  - ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準
  - ニ 鉄道事業法第二十六条第一項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準
- 四 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
- 五 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものであって、次のイからへまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合すること。
- イ 軌道法第三条の特許 同条の特許の基準
  - ロ 軌道法第十一条第一項の運賃及び料金の認可 同項の認可の基準
  - ハ 軌道法第十五条の許可 同条の許可の基準
  - ニ 軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。第二十七条の五において同じ。）の許可 同項の許可の基準
  - ホ 軌道法第二十二条の認可 同条の認可の基準
  - へ 軌道法第二十二条ノ二の許可 同条の許可の基準
- 六 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。
- イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）に掲げる基準
  - ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準
  - ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
  - ニ 道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
- 七 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の

許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。

八 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも該当しないこと。

九 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合すること。

イ 海上運送法第三条第一項の許可 同法第四条各号（第三号を除く。ハにおいて同じ。）に掲げる基準

ロ 海上運送法第八条第三項の認可 同条第四項の基準

ハ 海上運送法第十一条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

ニ 海上運送法第十一条の二第二項の認可 同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準

ホ 海上運送法第十八条第一項の認可 同項の認可の基準

ヘ 海上運送法第十八条第二項の認可 同項の認可の基準

十 地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

3 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二条ノ二の許可、道路運送法第九条第一項の認可又は海上運送法第八条第三項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

4 国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。
- 7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域旅客運送サービス継続実施計画（第五項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域旅客運送サービス継続実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者が当該認定地域旅客運送サービス継続実施計画に従って地域旅客運送サービス継続事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。